


## 5. 障害福祉サービス等・障害児通所支援


### (1) 障害福祉サービス等および障害児通所支援の内容

#### ① 障害福祉サービス等

分類	サービスの種類	内 容	
障害福祉サービス	訪問系	居宅介護 ☺	自宅で入浴や排せつ、食事の介護、家事における支援等、日常生活の範囲における介護サービスを行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動が著しく困難な障がい者であって、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
		同行援護 ☺	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に外出時同行し、必要な情報の提供や移動の支援などを行います。
		行動援護 ☺	知的障がいや精神障がいにより行動が著しく困難な障がい者であって、常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
		重度障害者等包括支援 ☺	常に介護が必要な人のなかでも介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴・排せつ・食事の介護や、創作的活動・生産活動の機会の提供などを行います。
		自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
		自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
		就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
		就労継続支援（A型）	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供（事業者と雇用契約を結び働く）や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

<次ページに続く>

分類		サービスの種類	内 容
障害福祉サービス	日中活動系	就労継続支援（B型）	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
		就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、一般就労へ移行した人に、相談支援や指導・助言などを行います。
		療養介護	病院などの施設でおもに、日中に機能訓練や療養上の管理・看護・介護・日常生活上の援助などを行います。
		短期入所（ショートステイ） 	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
	居住系	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへ移行した人等に、相談支援や指導・助言などを行います。
		共同生活援助（グループホーム）	主に日中に就労や日中活動系のサービスを利用している障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談や入浴・排せつ・食事などの介護その他日常生活の援助を行います。
施設入所支援		施設に入所する障がいのある方に対し、夜間における日常生活上の支援を行います。	
相談支援	計画相談支援	地域における自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画の作成等による支援を行います。	
	地域移行支援	住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。	
	地域定着支援	地域生活を営む利用者との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等が起こった場合に適切な相談やその他の必要な支援を行います。	

 マークのあるサービスについては、障がい児も利用することができます。

## ② 障害児通所支援

分類	サービスの種類	内 容
障害児通所支援	児童発達支援	障がい児に対して、施設に通っての日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由がある障がい児に対して、医療機関に通っての児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して、授業終了後又は休業日に施設に通っての訓練や社会との交流促進などを行います。
	保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	通所することが困難な重度の障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における動作の指導・訓練等を行います。

※障害児入所支援については児童相談所にご相談ください。

## ③ 障害児相談支援

分類	サービスの種類	内 容
相談支援	障害児相談支援	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス利用計画の作成等による支援を行います。

※障害福祉サービス等や障害児通所支援の事業所は、熊本市ホームページにて最新の情報を確認できます。

[熊本市ホームページ](#) > [分類から探す](#) > [健康・福祉・子育て](#) > [障がい者（児）福祉](#) > [障がい福祉サービス](#) > [施設・事業所一覧](#)



こちらの二次元コードを読み取ると、最新の事業所一覧を参照できます。

## (2) 障害福祉サービス等の利用の流れ

※障害児通所支援も同様です。

